

申請が遅れたことのやむを得ない理由の例

※ 診断年月日等から1か月以内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由がある場合は、申請日から最大3か月の助成開始時期の遡りの対象となります。

※ 以下を参考に申請書のチェックボックスを記載してください。

※ その際、証明書類等の提出は必要としません。

■臨床調査個人票・医療意見書の受領に時間を要したため

- 「診断がついた」あと「臨床調査個人票・医療意見書の受領まで」に申請者の責めに帰さない理由により時間を要したケース
 - ※ 診断後1か月以内に臨床調査個人票・医療意見書を受領した場合でも、残りの時間が少なく1か月以内に申請することが難しい場合も含む。

■症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため

- 成年患者本人や申請者である保護者が、体調面の理由により準備に時間を要したケース
- 成年患者本人や申請者である保護者が、自分以外の家族等の看護や介護に追われていたケース
 - ※ 体調面の原因は、申請する疾患に限らない。（認知機能・高齢による身体機能の低下も含む。）
 - ※ 代理人の有無やその代理人による申請の可否は考慮しない。

■大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため

- 地震、豪雨、豪雪、津波等に被災したことにより準備に時間を要したケース
- 感染症により行動制限が必要であるケース
 - ※ 地域における災害等の状況を鑑み、やむを得ない理由として差し支えない。

■その他

- 医療機関から診断を受け臨床調査個人票・医療意見書を発行されているが、DV被害を受け（女性相談所で一時保護を受ける等）、申請手続きのために直ちに動けなかった。
- 離島患者において、医療機関が遠隔地（島外）にあり、臨床調査個人票・医療意見書を受領後、治療のため帰島することができず、申請書類の準備や提出に時間を要したため。

※ やむを得ない理由として認められない例

- × 「診断がつく」までに時間を要した
- × 仕事や育児等の都合
- × 申請を失念していた
- × 身内の不幸
- × 受験、進学、転居等の私的な事由